

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年10月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500164号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500036号

第1 結論

平成3年10月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年10月

私は、平成3年中に3回会社を退職したため、その都度、A市役所へ国民年金の加入手続に行ったことを記憶している。同年において、ほかの2か所については納付済みとされているにもかかわらず、請求期間だけ未納とされていることに納得できない。

第3 判断の理由

請求者が提出した請求期間当時の年金手帳及び平成18年8月4日に再交付された年金手帳によると、請求者は、平成3年10月16日に国民年金第1号被保険者の資格を取得し、同年11月1日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、平成4年4月30日時点での平成3年度に係るA市の国民年金収納簿によると、請求者の請求期間における保険料納付内訳欄に「フヨウ」、備考欄に「ソウシツ H030807」と記載されていることが確認できることから、同日時点において、請求期間は未加入期間であったことが推認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の平成3年10月16日付けの国民年金被保険者資格の取得日、同年11月1日付けの同被保険者資格の喪失日に係る処理日は、平成7年5月25日であることが確認でき、当該時点において、請求期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500132 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500067 号

第 1 結論

昭和 32 年 8 月 1 日から昭和 33 年 8 月 1 日までの期間について、請求者の A 社 (現在は B 社)、C 社 (現在は D 社)、E 社及び F 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 33 年 8 月 1 日から昭和 34 年 10 月 1 日までの期間について、請求者の G 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から昭和 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 8 月 1 日から昭和 34 年 10 月 1 日まで

請求期間①については、私は A 社に雇用されたと記憶していたが、C 社、E 社又は F 社であったかもしれない。私が採用された事業所についてははっきりしないが、H 県 I 郡 J 町の K 事業所の L 業務に健康診断に合格し、各社の下請会社ではなく、各社のいずれかに採用されたことは間違いない。

請求期間②については、私が採用された事業所は G 社であったのか、その下請の会社であったのかよく分からないが、M 県 N 郡 O 町 P 地に在った G 社の Q 事業所で R 業務員として S 業務に従事していたことは間違いない。

請求期間について、過去に総務省年金記録確認第三者委員会において記録の訂正は認められなかったが、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①については、T 事業所の回答によると、請求者が勤務したと主張している A 社、C 社、E 社又は F 社は、それぞれ請求期間の一部において、U 事業所の V 業務を請け負っていた記録が確認できる。

しかしながら、B 社は、従業員名簿に請求者の氏名が確認できないため、請求者が、同社に勤務していたかは不明である上、同社が保管している厚生年金保険整理名簿及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の控えに請求者の氏名は見当たらないことから、請求者は厚生年険には加入していないと思われる旨回答している。

また、前述の従業員名簿により、請求者が勤務したとする H 県 I 郡 J 町の K 事業所の L 業務現場に勤務していたことが確認できる従業員については、A 社 W 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、このうち複数の者に照会したものの、請求者の同社に係る勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、A 社及び同社 W 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

一方、請求者は、雇用されたのは C 社、E 社又は F 社であったかもしれない旨陳述している。しかしながら、D 社、E 社及び F 社は、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格に関する

届出について不明である旨回答している。

また、D社、E社及びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間において、各社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したものの、請求者の各社における勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、D社、E社及びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、いずれの被保険者名簿においても請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

加えて、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②については、請求者は、M県N郡O町P地に在ったG社のQ事業所でR業務員としてS業務に従事していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該期間当時、厚生年金保険の適用事業所として、G社X事業所が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、G社X事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在が確認できないことから、請求者の勤務状況等について確認できない。

また、G社X事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者が同じY部署で勤務したとして名前を挙げた者については、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当該被保険者名簿により、請求期間において、同事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したものの、請求者の同社に係る勤務実態、同社の下請会社等について陳述を得ることができない。

さらに、G社X事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

加えて、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500155 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500068 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 42 年 5 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A 社に正社員として複数の現場に勤務していたが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。厚生年金保険には加入していたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社に正社員として複数の現場に勤務したと主張しているところ、B 社は、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している上、同社の人事担当者は、同社が保管している社員名簿に請求者の名前が確認できないため、請求者は正社員として勤務していないと考えられる旨陳述している。

また、請求期間の一部及び全部について、A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者に照会したものの、請求者の同社に係る勤務実態等についての陳述を得ることができない。

さらに、A 社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。